

教育福祉常任委員会記録

令和7年 第5回定例会	
1 日 時	令和7年12月17日（水） 午前10時00分 開会 午前11時35分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	石川 さやか 委員長 鹿妻 武 洋 副委員長 早川 勝 弘 委員 駒場 久 和 委員 宇賀神 敏 委員 橋本 修 委員 谷中 恵 子 委員 大島 久 幸 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	なし
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	小太刀 議会事務局長 永 山 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍聴者	3名

教育福祉常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
副市長		福田 義一	1 名
教育長		中村 仁	1 名
保健福祉部	保健福祉部長	青木 康子	9 名
	厚生課長	高根澤秀明	
	福祉まるごと相談室長	松島 誠	
	障がい福祉課長	松島 貴行	
	高齢福祉課長	長谷川ルミ	
	介護保険課長	根本 幸子	
	保険年金課長	山形 弘行	
	健康課長	柏熊 隆夫	
	厚生課地域福祉係長	丑越 佑介	
こども未来部	こども未来部長	杉山 芳子	5 名
	子育て支援課長	古橋 芳一	
	保育課長	渡辺 稔近	
	こども・家庭サポートセンター所長	飯塚 利幸	
	子育て支援課こども支援係長	鈴木 祥公	
教育委員会事務局	教育次長	佐藤 靖	12 名
	教育総務課長	大出 知恵	
	学校再編推進室長	田仲 史枝	
	学校教育課長	羽山 好明	
	教育指導担当	吉江 紫	
	生涯学習課長	中村 陽子	
	文化課長	永岡 弘章	
	スポーツ振興課長	神山 悦雄	
	学校給食共同調理場長	平田 昌代	
	図書館長	市川佳代子	
	川上澄生美術館事務長	戸崎 守	
	教育総務課総務政策係長	倉持 浩久	
合 計			28 名

教育福祉常任委員会 審査事項

- 1 議案第 8 0 号 指定管理者の指定について
- 2 議案第 8 8 号 鹿沼市学校給食共同調理場条例の一部改正について
- 3 議案第 8 9 号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について
- 4 陳情第 6 号 学校統廃合後も学校歯科医の報酬手当の適正な水準維持を求める陳情

令和7年第5回定例会 教育福祉常任委員会概要

○石川委員長 開会に先立ちまして、お願いします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより明瞭にお願いします。

また、再質問に対する答弁については、委員長から指名は行いませんので、担当課長が挙手の上、説明をお願いします。

なお、委員会の様子を記事に掲載する関係で、事務局職員が写真撮影を行いますので、ご了承ください。

今回は改選後初めての委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきたいと思います。

改めまして、皆様、こんにちは。

このたび教育福祉常任委員会の委員長を拝命いたしました石川さやかでございます。

本委員会は、特に市民に直結した課題を取り扱う分野ばかりを所管しております。

例えば、教育分野におきましては、小中学校の再編計画という、大きな分岐点を迎えておりまして、子供の教育環境の充実を一番に、地域の皆様の思いにも寄り添った形の対応が求められております。

また、長年危惧されておりました2025年問題も、ついに現実のものとなり、課題は山積しております。

そのような中で、委員の皆様には、市民目線での活発な議論を行っていただき、職責を果たしていただきたいと思います。

鹿妻副委員長をはじめ、委員の皆様のお力をちょうだいしながら、公平公正かつ円滑な議事進行に努めてまいりますので、どうぞご協力のほどをよろしくお願いいたします。

(拍手)

○鹿妻副委員長 皆様、こんにちは。

副委員長を仰せつかっております鹿妻武洋と申します。

これから2年間ですね、石川委員長をしっかりとサポートしていきたいと思っています。

どうぞよろしくお願いします。(拍手)

○石川委員長 それでは、ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案3件、陳情1件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、陳情第6号 学校統廃合後も学校歯科医の報酬手当の適正な水準維持を求める陳情につきまして、陳情の趣旨を述べるため、陳情人にお越しいただいておりますので、陳情第6号から審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第6号 学校統廃合後も学校歯科医の報酬手当の適正な水準維持を求める陳情を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情人である一般社団法人鹿沼歯科医師会会長、鈴木定幸様、顧問、小林幹夫様にお越しいただいておりますので、陳情人の入室を許可します。

(陳情人入室)

○石川委員長 鈴木様、小林様、本日はお疲れ様でございます。

早速ですが、陳情第6号 学校統廃合後も学校歯科医の報酬手当の適正な水準維持を求める陳情について、5分程度で説明をお願いいたします。

○陳情人A ただいまご紹介いただきました一般社団法人鹿沼歯科医師会会長の鈴木定幸でございます。

鹿沼市議会並びに市職員の皆様方には、日頃より本会各種事業に対し、多大なるご理解、ご支援を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

また、先日勉強会を開催いたしました鹿沼市歯と口腔の健康づくり推進条例の改定につきましても、市民の健康増進に向け、現在ご尽力いただいておりますこと、重ねて御礼を申し上げます。

さて本日は、学校統廃合後も学校歯科医の報酬手当の適正な水準維持を求める陳情について、ご説明にうかがいました。

陳情書にございますとおり、現在進行中の鹿沼市立小中学校再編計画前期実施プランにより、来年度より統廃合が始まり、現在、小中合わせて34校から、令和9年には32校、令和10年は28校、そして令和11年には18校と、約半数になる予定でございます。

現在校医手当は、歯科に関しては、1校につき27万5,000円という算定方式でございますので、学校数が半減すれば、校医手当も半分になってしまいます。

当鹿沼歯科医師会では、学校医の報酬を個人の収入とせず、会の経費とする、いわゆる学校医プール制を採用しております。

校医手当の半減は、会の運営資金の半減を意味しております。

本会は鹿沼市の歯科保健推進に向けた様々な活動や行政の各種事業に対する協力、人材の派遣等を行っており、今回の活動の縮小は鹿沼市の各種保健事業にも支障を来すものと思われま。

よって、小中学校の統廃合が鹿沼市の保健事業に悪い影響をもたらさぬよう、学校歯科医報酬の適正な水準維持を求めるものでございます。

ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

○石川委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に対し、確認したいことがある方は、順次発言を許します。

橋本委員。

○橋本委員 橋本です。

よろしくお願いいたします。

まず鹿沼市における学校歯科医の校医手当と、県内他市との相違について伺いた
いと思います。

よろしくお願いします。

○石川委員長 陳情人の説明をお願いします。

○陳情人A はい、他市といたしますか、校医手当は各担当医の個人収入となるのが一般的
かと存じます。

しかし、当鹿沼歯科医師会におきましては、学校医の手当を全額歯科医師会の会費と
する学校医プール制を採用しております。

この制度のメリットは、本会会員、57名の会員が市内34校に赴任、任期2年ごとに配
置することによって、学校側にとっては担当医の交換により、指導内容の均衡化が図れ
る点。

歯科医師としては、市内各地域によって、やはり若干の差がありますので、各地域の
環境の違いを知ること、これは各種指導の上での視野を広げる点、メリットがあるかと
存じます。

そして、歯科医師会にとりましては、この方式により安定した財源を確保することが
できるというメリットがあるので、このような制、プール制を採用しているというのが、
他市との違いでございます。

○石川委員長 橋本委員、大丈夫ですかね。

○橋本委員 その校医手当プール制度ということで、校医手当を市民の健康推進事業に充
てているということを伺っていますが、どのようなふう to 充てているのか、ちょっとお聞
かせください。

○石川委員長 陳情人の説明をお願いします。

○陳情人A はい、陳情書にも記載がございますように、各種事業を行っておりますが、
代表的なものとしたしましては、鹿沼市の市民公開講座、これは毎年12月頃、外部講師
をお招きし、一般市民を対象に歯と口腔を中心とした講演会を行うものでございます。

本年も来たる12月21日（日曜日）、今週の日曜日に開催する予定でございます。

あとほかに、今の保健指導者講習会として、これは毎年8月頃、主に幼稚園や保育園、
そして小中学校の養護教諭を対象に歯科保健のレベルアップにつながるよう、実務に役
立つ講習会を行っております。

ほかに、鹿沼地区歯科医師警察連絡会特別講演として、この鹿沼地区歯科医師警察連
絡会というのは、全国的に見ても大変稀有な、市町村単位での歯科医師会と警察による
共同事業でございます。

これは、一般的には、一時的には身元不明ご遺体の歯科的個人識別などを行うのが基本ではございますが、それにとどまらず、この講演会のほうでは、この個人識別の技術的な内容はもちろん、大規模災害等が起きたときの対応はどうするのかというような内容について、専門家よりご教授いただくという講演を行っております。

これらの講演には、市の関係職員の方にも参加しており、災害時対応への研鑽に役立てていただけているかと存じております。

時間の都合もありますので、代表的な3件のみ、ご紹介させていただきました。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

はい、それでは、ほかに確認事項はありませんか。

宇賀神委員。

○宇賀神委員 宇賀神です。

よろしくお願いします。

ただいまの説明によりまして、鹿沼市民にとってすばらしい事業に取り組んでいるということはよくわかりました。

しかし、今後ですね、学校等の減少により生徒数が同じく減少する方向になっているわけですが、学校とか、生徒が減少すると、どのようなこの支障が、支障を来すことがあるのか。

歯科医師会の考えをお願いします。

○石川委員長 陳情人の説明をお願いします。

○陳情人A はい、陳情書にもございますように、現在の34校から徐々に学校数が減少し、令和11年以降は18校と半減してしまいます。

つまり、現状の学校歯科医の算定方式のままでは、本会会費収入も半分となってしまいます。

現在でも会員に大いなる負担をお願いしながら会務を遂行している状況でございますので、これは歯科業界全体の厳しさも含めまして、これ以上の負担増はちょっと困難であるかと。

そうなりますと会費の収入が半減した場合、残念ながら各種事業の縮小を図るしかないかと思えます。

そしてもう1点、長く改定されていない現在の1校当たり27万5,000円という報酬基準でございますが、これは例えば現在宇都宮市は1校19万6,600円プラス生徒児童1人当たりにつき540円という基準で算定しているようでございます。

これをデータのある令和5年度の34校、生徒数6,734名に当てはめた場合には、鹿沼市が935万円になるのに対し、宇都宮方式の算定をいたしますと、1,032万何がしという数字になりまして、約97万円、鹿沼のほうが安いと、1割がた安いという数字になっております。

また、同じく鹿沼市の医科の算定におきましては、1校当たり18万円プラス1人当たり330円という数字になっております。

これを先ほどの数字に当てはめると、830万何がしとなるわけですがけれども、これは一見歯科より安いようではございますけれども、医科においては内科と外科が別建てでなっておりますので、内科と外科ではない、眼科が、はい。

失礼いたしました、別建てとなっておりますので、医師会というベースで見ますと、1,660万何がし、歯科の1.8倍の金額をいただいているという形でございます。

医師会の場合には、これはあくまで個人の収入であって、医師会さんに入るわけではございませんけれども、このように鹿沼市において歯科の校医手当というのは決して恵まれているという状況ではございませんが、我々の自助努力で補ってきたつもりでございます。

しかし、これ以上の減額、ましては半減ということになれば死活問題であり、各種事業の継続は困難であるかと存じております。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

宇賀神委員。

○宇賀神委員 はい。

はい、わかりました。

ありがとうございます。

そうしますと、総合的に考えてみますと、歯科医師会のほうが、具体的に安いという説明だったと思うのですが、具体的に歯科医師会のほうからの要望は何か、具体的にざっくりありましたらお願いします。

○石川委員長 陳情人の説明をお願いします。

○陳情人A はい、先ほど来ご説明いたしましたとおり、鹿沼歯科医師会におきましては、学校医手当は個人の収入ではなく、会の収入として各種事業を行っております。

この中には、先ほど説明しました平時の事業のみならず、緊急時の事業もございます。

例えば、東日本大震災の際には、避難所となりましたフォレストアリーナ（現TKCいちごアリーナ）への訪問診療活動や、最近ではコロナ禍の初期にワクチンの打ち手が足りないという事態があったのをご記憶あるかと思います。

その中で、注射の慣れている歯科医師にも臨時の打ち手という話が一部出まして、県内でも一部の自治体では実際に稼働したようなのですが、鹿沼市の場合は幸い関係部署、各部の協力によって我々歯科医師の出番はなかったわけではございますが、こういう事態のときに、我々鹿沼歯科医師会としましては、緊急に講話や集会等を開催しまして、要望があればすぐに対応できる体制を、即応体制はつくっております。

このように、我々歯科医師会としましては、幅広い事業に対応できる組織と体制を現在維持しておりますが、この我々の体制を維持する、すぐに即応できる体制が

いるということは、この鹿沼市民にとっても大変意義があるものであると我々は確信しております。

鹿沼市における校医手当というのは、歯科医師個人の収入ではなくて、プール制を採用している鹿沼歯科医師会の事業に直結しているものでございます。

この予算は、だから学校歯科保健の予算というだけにとどまらず、鹿沼市の幅広い保健事業の維持向上の予算であるというふうにご理解いただければ幸いであるかと思いますので、ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

○石川委員長 ありがとうございます。

宇賀神委員、大丈夫ですか。

○宇賀神委員 はい、ありがとうございました。

よくわかりましたので、ぜひとも継続していただきたいと考えております。

○石川委員長 ほかに確認、早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

お願いします。

陳情の書類でいただきました鹿沼市・鹿沼市教育委員会との共催事業及び委託事業一覧というものの中には、その歯科検診のほかにも、こども未来部、それから保健福祉部の様々な事業があって、先ほどのご説明で、各種事業を行っていて、例えば、そういったプール制を、例えば廃止するとかいうことになって、それぞれの事業に、また改めて市からの発注というか、依頼を受けるということになると、そこに費用も発生していく可能性もあるのかなと思うと、かなりの多額になる、鹿沼市としての費用としては多額になっていくのかなと思うわけで、そうすると、例えば、何が正解なやり方なのかかわからないですけれども、例えば定額制にするとか、PFSとかいう、というような仕組みをとることもあるのかもわかりませんが、単純にそういった手当を、そういったところに充てるということも、今プール制の中でやっていただいておりますので、そういった鹿沼市が、どちらかという、それにおんぶに抱っこでお願いしている部分があるのかなというふうに思ったりしてしまうのですが、その辺はどういうふうな受けとめですか。

○石川委員長 陳情人の説明をお願いします。

○陳情人B 早川委員のほうの質問にお答えしたいと思いますけれども、非常に今歯科医師会としては、プール制ということで、全額を会に納入して、その金額でできる限りの範囲で、様々な、先ほど説明した事業を行っていますけれども、これが、歯科医師会ではなくて、市のほうが実際その事業を主催するという形になってきますと、多分費用弁償の点で、最低でも今の倍以上の金額がかかってくるのではないかなということは、歯科医師の先生方が、歯科医師会に入っている歯科医師会の先生方がほぼボランティアでやっているのであって、それで、これを本当に事業としてやられると、本当に市の財政負担は相当なものになるのではないかなということで、委員言われるように、我々としては、この今九百何十万何がしかの予算でやっているのですけれども、非常に今、物価

高騰とか、人件費の高騰とか、いろんな意味で、この維持をすることが非常に大変なのです。

今月の21日、22日かな、公開講座をやるのですけれども、講師謝礼にしてもですね、大学の教授クラスを呼ぶと、30万円だね、30万円から40万円ぐらい、たかだか2時間ですけれどもね、そのぐらいかかってしまうし、そういうのも全部、その歯科医師会のほうのプール制でいただいたお金と、もう若干市のほうからも支援をいただくのですけれども、市のほうがそれを全部負担するということになると、やっぱり財政支援的にも大変な状況になるということなので、その点ご理解いただいて、何とかこの校医手当全体の額を、底上げをしていただくということを強く要望したいと思います。

それで、ちょっと余談になりますけれども、歯科医師の平均年齢が64歳なのですね。

非常に今鹿沼市の歯科医師会も高齢化が進んでおりまして、70歳以上が会員の約2割を超えてまいりました。

ですから、いろんな事業を遂行していく上でも、なかなか大変なのですけれども、そこはみんなが歯を食いしばって、一生懸命頑張っているということもぜひご理解いただきたいと思います。

すみません。

○石川委員長 ありがとうございます。

早川委員。

○早川委員 ありがとうございます。

○石川委員長 大島委員。

○大島委員 大島です。

るる説明をいただいたので、必要性については十分感じています。

そんな中で、歯科医師会の皆さんが考えるその適正な基準額というのを具体的にどうなのか、おっしゃっていただきたいと思うのですけれども、例として、宇都宮市の例を今挙げましたけれども、ほかの大田原市とか、小山市とか、足利市とか、ほかの市の場合はどうなのか。

宇都宮市で19万6,600円が1校、それで生徒児童1人当たり540円を掛けたものを加算されると。

それで、鹿沼市の場合は1校当たり27万5,000円という話だったのですけれども、算出基準も含めて、変えていくべきなのかどうか。

そんなところ、お考えがあったら教えていただきたいと思います。

○石川委員長 陳情人の説明をお願いします。

○陳情人B では、お答えをしたいと思います。

大島委員のほうから算出基準云々の話があったのですけれども、実は、他市の、鹿沼市以外の歯科医師の手当は、全て歯科医師個人の収入になってしまうのです。

ですから、私たちはその算出金額ではなくて、今やっている事業費を総括をしていく

と、非常に今もうぎりぎりというか、いろんなことを食い詰めながら、今予算編成をしながら、来年度の予算編成をしているのですけれども、実際の数値を計算すると、やっぱりちょっと非常に厳しいので、最低でも宇都宮市レベルの校医手当がいただければ、何とか来年はクリアできるのではないかなということで、宇都宮市のお金についての、校医手当についての説明をさせていただきました。

ですから、我々は別にその歯科医師の収入を増やせということではなくて、鹿沼市のあらゆる健康推進事業、市民のためのいろんな社会福祉事業に貢献するために、また災害時にどうやったら貢献できるかという、南海トラフ地震が起きると320万人が亡くなって、そうすると検死に携わる人間が6万5,000人、歯科医師がいると。

歯科医師の6万5,000人というのは、全国の歯科医師の数を上回るものですから、例えば、栃木県の歯科医師は災害がかかったら神奈川県に行けと、そこまで決まっているのですね。

そういうことについてのいろんな講習会等も自費でやっているものですから、そういうことを考えての予算要望というか、増額の要望ということで、その他市との比較とか云々ではちょっと、ではなくて、そういうことで、ぜひお考えをいただきたいと思います。

○石川委員長 大島委員。

○大島委員 お話の中で、もろもろのその事業をやるに当たって、1,000万円ぐらいが、何か基準になるかなというふうに、今、私のほうで思っていたのですけれども、ただ、この計算基準によると、人口減少の中で学校数も減る、児童生徒数も減るとなると、多分歯科医師会さんにお支払いする金額は減らざるを得ないのかなと思うのですね。

それで、今、その事業を多分その今のまま継続するためには、この930万円という来年の予想が出ていますけれども、今年度の980万円、1,000万円程度の収入がないと、多分苦しいのかなという感じなのです。

それで、人口減少の中で減らざるを得ないのではないかという話をさせていただきましたけれども、減っていくならば、逆に今までやっていたこの事業それぞれに対して、きちんと予算づけをしていただきながら、今までの事業を継続するみたいな方法というのはとれないのでしょうか。

○石川委員長 陳情人の説明をお願いします。

○陳情人B その事業については、それぞれ精査をして、もう何とか最低限で、先生方のボランティアを期待してやっている事業なものですから、これを正式に手当等を全部入れて計算すると、下手すると、ひょっとすると、この時間予算倍ぐらいになってしまうのですけれども、何しろ歯科医師会の先生方が出てくる日当なんかは全部ゼロに近い数字でやっているものですから、それを委託事業化して、「じゃあ、これはこれで、どうですか」という話をされると、非常に大変な金額になってしまうので、今要望を出したように、宇都宮市並みの予算があれば何とかその事業は継続できると。

ただ、今後ですね、学校が減って、予算がどんどん半分になってしまうということになれば、では、これはやっぱり歯科医師会に事業委託というふうに我々は捉えているのですよ。

「この金額で何とかこの事業をやってくれませんか」というふうに、考えているのだけれども、どうも個人の収入に1円もなっていないのですから、そういうことで、今のレベルで考えると、宇都宮市レベルの予算があれば何とか、この今やっているあらゆる事業を何とかこなしていけるのではないかなと。

ただ、もう若干少なくなってしまったので、苦しいので、ちょっとこんな陳情を出させていただいたというのが現状です。

○石川委員長 大島委員。

○大島委員 よくわかりました。

だから、やっぱり年間1,000万円、宇都宮市と同じ程度という、年間やっぱり1,000万円ぐらいは具体的に要望したいということによろしいですね。

○石川委員長 陳情人の説明をお願いします。

○陳情人A はい、ただいまのご提案といいますか、1,000万円程度、ですから、同じ、現状のままの算定方式ですと、本当半減という形になってしまいますので、その算定の術式に関しましては、またお知恵をお借りするといいたしましても、最終的には1,000万円前後が、予算をいただければ、我々の活動が継続可能であるかと判断しております。

○石川委員長 ありがとうございます。

はい、ほかに確認事項はありませんか。

はい、鹿妻委員。

○鹿妻副委員長 はい、鹿妻です。

お願いします。

ちょっと確認なのですけれども、こちら資料の中に教育委員会とか、こども未来部とかとの共催事業の表があるのですけれども、この学校歯科医の部分以外のところですね。

例えば、マタニティ歯科健診とか、保育園の歯科医とか、こういったことに関しては、市のほうから、学校歯科医のものとは別にその報酬が個人に対してされているというような形でしょうか。

それとも歯科医師会にという形なのか、ちょっとそのあたり教えていただければと思います。

○石川委員長 陳情人の説明をお願いします。

○陳情人A はい、そちらの表、健診に関しましても、一度会に入って、会から、その出た先生に会のほうから、それはさすがに日当は、若干払わせていただいておりますけれども、はい、会のほうで窓口等はさせていただいております。

○石川委員長 はい、鹿妻委員。

○鹿妻副委員長 ありがとうございます。

あと、もう1つちょっと確認といいますか、なのですけれども、今回その適正な水準維持を求めるという内容での陳情なのですけれども、それで、現在の歯科医師会の認識としては、現状は適正であるというような認識をしていいのでしょうか。

というのは、例えばですね。

例えば、先ほどちょっとお話も出たのですけれども、物価高騰とかで、今の状態が厳しいという意味合いも含めてのことなのか。

今は大丈夫なので、それをキープしてほしいという意味合いなのか、ちょっと一応確認としてお願いします。

○石川委員長 説明をお願いします。

○陳情人B ありがたい指摘なのですけれども、とりあえず今言われたように、あらゆるその市が、市のほうからいただくお金は歯科医師会のほうに全部入っていきまして、その中で精査をしながら、やりくりをしながら、今運営をしているので、その、今のが適正かと言われたのでは、今日ここに我々はいないわけですから。

ですから、「何とか助けてください」という、もう心からのお願いなので、今日は陳情書を出させていただいて、市の財政もそんなに豊かでないので、よくわかっているのだけれども、我々もぎりぎりのところで、その市の、市民の歯に関する健康事業をどうしても継続をしたいという強い意思があるものですから、そんなことで陳情をさせていただきました。

○石川委員長 ありがとうございます。

はい、ほかに確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。

お疲れ様でした。

○陳情人B ありがとうございました。

(陳情人退席)

○石川委員長 それでは、陳情第6号について、執行部に確認したいことはありますか。

谷中委員。

○谷中委員 谷中です。

よろしくお願いします。

私たちがその陳情の訴えのところにしている、先ほど鹿妻委員からもあったのですけれども、鹿沼市と鹿沼市教育委員会の共催事業ということで、すごい数が書かれている資料をいただいているのですね。

それで、ごめんなさい。

鹿沼市教育委員会とこども未来部と保健福祉部全部にちょっと聞きたいのですけれども、今やはり口腔のケアということで、子供たちの虫歯も本当に今、昔から比べたら、誰も虫歯を持っていたような子が、今はほとんど虫歯がある子というか、あと生え方がという、そういうもので、すごくよくなっていると思うのですね。

でも、それはやはり保護者もそうですけれども、やはり市としても、そういう健診に

対して、いろいろやったださっているからかなというのがあるのですけれども、そのほかにも、先ほど全部、こういうものでいただいたお金は会に入って、それで、そこで出たくださった方には謝礼としてお支払いするというのも、そこで、ここで回答いただいたので、わかったのですけれども、先ほど言ったようにぶつ切りになって、先ほどの講師謝礼なんかが、例えば、今度の公開講座で、すごい30万円とか払わなくてはならないものというのもあったりする。

でも、歯科医師会の皆さんがいろいろそこを段取りをしてくれたり、もちろん市も協力していると思うのですけれども、そこがだんだん学校医のその報酬が少なくなって、こういうものに対しての、同じものが今の金額で、そういうふうにしたときにできるかどうかということと、あと本当に今これをやっているものが、お金がだんだん払えなくなってきた、少なくなってきたので、もう減らされてもしょうがないと思ってしまうのか。

やはりこれだけのものをやっているというのは、すごいやっぱり労力を使っていたかっていると思うのですね。

それで今の子供たちだったり、一般のマタニティのね、人だったり、本当にご高齢の方だったり、もう本当に口の、口腔ケアというのはすごく健康状態でも大事だと言っている、その辺が、ごめんなさい、整理します。

今の金額で、だんだん今の算定でいってしまうと、その歯科医師会に払われるお金が少なくなって、でも、このものができるのか、報酬を上げたりしてね、こちらのものをです、単価を上げてできるのか。

それとも、そこは、「じゃあ、市のほうがやってください」と言われたときに、絶対に予算が増になると見込むか、ちょっとその辺を教えてください。

大丈夫ですか。

○石川委員長 執行部の説明をお願いしたいのですけれども、ちょっと課がまたがるので、こちらはどうでしょうか。

部長に。

○谷中委員 部としてで。

○石川委員長 部として。

○谷中委員 あ、ごめんなさい、はい。

全部の課と言ってしまうと、すごい大変になってしまうので、代表して答えてもらっていいかなと思うのです。

教育委員会とこども未来部と保健福祉部、はい。

○石川委員長 代表して、どなたかお願いいたします。

羽山学校教育課長。

○羽山学校教育課長 はい、失礼いたします。

学校教育課長の羽山です。

ただいまの谷中委員のご質疑にお答えいたします。

この表でいいますと、私どものところにつきましては、いわゆるその学校歯科医といたしまして、やはり御存じのように、学校においての歯科の健康診断、これを行っております。

それで、そのほかに、ちょっとここにはないのですが、就学児、いわゆる小学校1年生に上がるときに、ちょっと前の年にはなるのですが、その新しく入る1年生に対しての診断というものもお願いしております、はい。

それで、これにつきましては、先ほど来あるこの陳情の中の予算でちょっと行っているという部分にはなります、はい。

それで、そのほかに、例えば、歯科保健指導者講習会ですとか、よい歯のコンクールなどにつきましては、これはどちらかというと、歯科医師会様のほうが主でやっただいていて、うちのほうはサポートと申しますか、事務局のほうでいろいろと、事務局的なものをやったりとか、そういったものをしていて、特に予算というものはないような状況でございます。

以上で説明を終わります、はい。

○石川委員長 はい、渡辺保育課長。

○渡辺保育課長 はい、保育課長の渡辺でございます。

よろしくお願いします。

ただいまのご質問についてでございますが、こども未来部のほうで、3件載っております。

それで、公立保育園嘱託歯科医と、障害児口腔衛生指導（あおば園）というのは、こちら公立であります市内の7園のほうでお願いしているやつなのですが、こちらの、先ほどの説明では、歯科医師会に一旦入るといようなお話もあったのですが、こちらはそれぞれの、1年で決まっている歯科医さんのほうに年額で8万8,000円という額を既に出しているものですので、はい。

そこは若干違うかなと思うのですが、それで、要保護児童ネットワーク対策会議のほうにも、1名委嘱をさせていただいておりますが、こちらは年額で3,000円ということで、それも個人様のほうに、支払っているという状況でございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 柏熊健康課長。

○柏熊健康課長 健康課長、柏熊です。

よろしくお願いいたします。

先ほどの谷中委員のご質疑に対して、回答いたします。

まず一覧表に載っています、まず、最初の3つですね。

マタニティ歯科健診、乳幼児歯科健診、2歳児健診、こちらにつきましては、マタニティ歯科健診が委託で、クリニックに払っているものでありまして、また、乳幼児歯科

健診、2歳児健診につきましては、指導医報酬として、直接、医師の先生にお支払いしているものでございます。

こちらは人数とか、規模に応じて、計算していますので、規模に応じた額を支払いしているという状況になります。

その次の楽しく学ぶ「親子歯と口の健康教室」、こちらはフッ素導入と健康教育を合わせた事業になりますが、こちらは委託料として歯科医師会のほうに40万円、お支払いをしているものでございます。

その次の親子で学ぶむし歯予防教室、こちらにつきましては、指導医報酬として、医師の先生に、こちらも人数に応じた支払いをしております。

次の市民公開講座、こちらが共催扱いにはなるのですが、市のほうとしましては、先ほど講師謝礼30万円という話があったかと思うのですが、その一部としまして、市のほうから7万円出しているというところで、こちらの事業が、歯科医師会さんのほうの負担が大きいのかなというふうに考えております。

次の歯周病検診、こちらで委託で、クリニックのほうにお支払いをしておりまして、これも人数に応じた金額になっておりますので、計算をしてお支払いをしております。

次の歯と口のいきいき健診、こちらが歯科医師会との委託によってやっておりまして、こちら回数と時間で計算しておりますので、規模に応じた支払いをしております。

それで、次の在宅要介護高齢者等歯科保健推進事業、こちらにつきましても歯科医師会と委託で行っておりまして、これも回数に応じた金額をお支払いをしております。

それで、次の休日急患歯科事業、こちらは診療所の運営に関するものでございまして、日数に応じた金額を、お支払いをしているというところでございます。

それで、一番下の地区健康教育、こちらが糖尿病教室とかで、講義を行ってもらったと思うのですが、これは今年から始まったやつも含まれるのですが、こちらは個人に払っているところでございまして、規模に応じて金額を算定しておりますので、回数とか、人数に応じた部分についてはお支払いができていたものと考えております。

ただ、公開講座のほうは少し影響が出るのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○石川委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 はい、ありがとうございました。

共催でやっているものとか、ただ1個気になったのは、一番保健福祉部のところで、いろいろなものがあって、説明をいただいたのだけれども、「人数とその共催のあれによってお支払いしています」。

「お支払いしています」というのは、十分にお支払いしているという意味だったのか、がすごい気になりました、はい。

その前の3,000円、3,000円という、ちょっと、ちょっとそういうふうに思ってしまう

たのもあるのですけれども、とにかく多分「お支払いしている」と言っても、今歯科医師会のそういう組織があるから、そこにきちんと派遣をしてくれたり、多分市が「この人に」と頼むわけではないと思うので、そういう調整とかも含めたりすると、ある程度その歯科医師会というところで、ここにかかわっていただいているものも相当あったので、そういうところに、今ずっとやっぱりきちんとしたその、一番の資金源になっているのが、この学校医のだということだったので、そこについては今後も学校数が少なくなれば、当然減ってしまうのですけれども、そのところは本当にうまくやっていただかないと、せっかくこれだけのいろいろな市民に対しての口腔ケアをやられているのが、できなくなってしまうと、本当に健康状態も悪くなってしまうので、健康都市とすると、その辺は考えていただきたいと思います。

1 個だけ、その市のほうで、先ほど、では、ごめんなさい、保健福祉部のほうで、「きちんとそれは支払っています」ということだったので、十分なもの支払われているかどうか、はい、答えていただきたいと思います。

○石川委員長 はい、どうぞ。

○柏熊健康課長 健康課長、柏熊です。

先ほどの質疑にお答えいたします。

そちらにつきましては、まず指導医報酬というのは単価が決まっております、1 万 3,000 円、1 時間当たりということで、支払いをしているものでございます。

あとは委託でやっているものにつきましては、こちらも契約によりまして決まっている単価ではございますが、いろいろ話を聞きながら、また検討していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○谷中委員 はい、わかりました。

○石川委員長 ほかにご質疑はありませんか。

大島委員。

○大島委員 今の各部のその予算を聞いて、ちょっと不思議に思ったのですけれども、歯科医師会はこの学校医の報酬額を協会にプールして、それからほかの事業にいろいろ充てているという話だったので、今までは、では、教育委員会の予算でほかの事業を補填しているのだと、今ちらっと思えてならないのですけれども、教育委員会は学校が減って、子供が減れば、やっぱりそれは減らさざるを得ないのかなと思うのですよね。

であれば、きちんとほかの部のそれぞれの事業に予算づけをするべきではないのですかね。

基本的な考え方としてですよ。

年間 1,000 万円ぐらいの事業費が欲しいと、今、歯科医師会の話で、これからずっとその 1,000 万円の予算がつくかわからないけれども、その予算の中から、こども

未来部と保健福祉部のそれぞれの事業に補填しているわけですから、協会としてね。

それで、迂回予算という考えになってしまいますよね、そうしたらね。

教育委員会の予算でこども未来部と保健福祉部の予算を補填しているような感じにならないですか。

だから、考え方としては、教育委員会は多分学校が減る、生徒が減れば、減らさざるを得ないのだと思うのです。

だけれども、事業はきちんとやっていただきたいと思います。

歯科医師会さんにもやっていただきたい。

だったら、ほかの部のそれぞれの予算を、この教育委員会で減った分は増やすべきなのではないかなと、どうですか、その辺。

○石川委員長 教育委員会に対してでよろしいですか。

○大島委員 いや、これは全体の、もう教育委員会、いや、それぞれの考え、聞いても構わないですけども、細分化したりして。

○石川委員長 それぞれに、例えば今行っている事業を今後も行っていく上で、予算を増やす考えがあるかということによろしいですか。

○大島委員 そうですね、ほかの部でね。

○石川委員長 ほかの部で。

○大島委員 副市長が答えてくれるかもしれないなんて言って。

○石川委員長 執行部の答弁を求めます。

副市長。

○福田副市長 はい、大島委員の質疑に関連して発言させていただきます。

今ちょっとここで確認していたのは、校医の報酬を、歯科医師会としてプールして、ほかの事業に充てていたということは、こちらとしては、原則としてですよ、市としては多分関知しない、かったことなのかなと思うのです。

これは校医の報酬をルールに基づいて、多分委員報酬の、条例なんかに基づいてですね。

はい、そういうものに基づいて計算して払われているので、大島委員がおっしゃったとおり、このことと、ほかの事業に充てていると、ほかの事業にプールして充てているというのは、言い方ちょっと語弊があるかもしれませんが、歯科医師会のほうのやり方として、方式とおっしゃい、説明がありましたけれども、その方式というのが、ほかでやっていないし、我々として、「そうしてください」と言ったわけでももちろんないしということだと思うのです。

そうすると、今後の考え方として、今ここで「じゃあ、こうしましょう」ということでなくて、今いくつかの説明の中で、「何とかに対しては、1万何千円のルールのもとで報酬払ってます」と同じことを校医の仕事に対してもやっているということ。

そのことと、それから、歯科医師会と市で共催しなくては、したほうが良いという事

業はお互いに出し合うなりしてやる。

それから、こちらから、市がどうしてもやっていただきたい事業は委託料として払うなり、何か講師報酬として払うというふうにきちんと計算する。

それから歯科医師会が自分たちの活動にとってやりたいもの、それに対しては、後援させてもらうとか、多分その事業事業の形を、原点にかえるといいますか、本来の姿に考えて、それで、それに応じた、必要に応じた市としての予算化をしていくという形にすべきなのではないかと。

今回の陳情は、校医報酬を増やしてくれとかいうか、維持してくれということなので、これをどう採択するかは委員会の皆さんにゆだねなくてはなりませんけれども、基本的な考え方としては、今申し上げたような、事業の構成の仕方、あるいは、それに対する予算の執行の仕方は原点にかえる形で、原則にかえる形で考えていくということなのかというふうに、今日の議論を聞いていて感じましたので、これは、今後、そういう考え方をしていかななくてはいけないなと思っています。

はい、以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

大島委員。

○大島委員 副市長がおっしゃっていただいたとおりなのだと思うのですが、ただ現実的には、歯科医師会がこういうふうな活動の中で、鹿沼市の事業をサポートしてくれていますから、医師会の気持ちを尊重したいと思うのですが、実際問題として教育委員会に伺いますけれども、学校医の報酬、歯科医師会がこの推移の額を提示してきましたけれども、教育委員会としては今後これを維持できそうですかね、実際問題として。

○石川委員長 執行部の説明をお願いします。

どうぞ。

○羽山学校教育課長 よろしいですか。

○石川委員長 はい、どうぞ。

○羽山学校教育課長 学校教育課長の羽山です。

はい、ただいまの質疑にお答えと申しますか、はい、今現在私どものほうの算出としては、今あるように、1校当たりに27万5,000円というような、基本的な算出になっています。

それで、これはそれぞれの学校に、歯科医師さんに行っていて、診断をしていただくのですが、それで、その歯科医師さんに対して、個人的に報酬というふうな形でお支払いをするというふうにはしているのですが、ただ、歯科医師さんのほうの意向で、それをまとめてというふうなことで、歯科医師のほうにまとめてお支払いをしているような状況でございます。

今の計算の方法でいきますと、当然、学校数が減ってくれば、はい。

やはりそれは、金額はやっぱりどんどん減ってくるのかなというふうなことになると思いますので、はい。

今の状況で申しますと、やはり今後、学校再編によりまして、学校がいくつか統合になりますので、やはりその学校数の今の計算の方式でいうと、やはり減ってくるというふうなことになろうかというふうに考えています。

すみません。

以上でございます。

○石川委員長 大島委員。

○大島委員 だから確認しているのですけれども、令和 11 年には 18 校になってしまうとね。

だから、そのとき、1 校当たりだけの金額ではこれが維持できないから、歯科医師会が言っているのは、宇都宮市みたいに児童 1 人当たりいくらというのを加算できるかどうか、現実的な問題だと思うのですよね。

それ、今後の話だと思うのですけれども、それができるかどうかが問題だと思います。

答えられないかもしれないので、これは。

○石川委員長 はい、福田副市長。

○福田副市長 はい、今の大島委員のご指摘は、今のやりとりということではなくて、校医の報酬については、やっぱり総額にあわせて計算するというのはいえなと思いますね。

1,000 万円プールしているから、それを割り算してということは、基本ありえないと思います。

それで、校医としてのお仕事にかかる費用として安いということになれば、1 校当たりの費用を上げる、この議論はあるかと思います。

それで、それをプールするかどうかは、先ほど申し上げました、これはこちらが関知しないことにさせていただきたいのですね。

それで、今の、今日の議論は、つまり校医の報酬を上げるとかということではなくて、ほかの事業をどうやってこれから、市としても必要なものはやっていただきたいし、ほか一緒にやるものは一緒にやりたいし、それから、委託しなくてはならない。

そういうもののほうにどう予算をつけるかという議論にしないといけないかなと思っておりますので、そんな方向で今後の検討はしていきたいなというふうに思います。

○石川委員長 はい、早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

今大島委員からもありましたとおり、令和 11 年、もう 4 年後には、こういう金額になるというのは、当然御存じというか、試算はされていると思います。

それで、しめしめとはよもや思っていないと思うのですけれども、金額の話でいうと、例えば、トータルでいくらという議論もありましようが、学校の数が減っていく、生徒

の数が減っていく。

それで、そういった原資となるものが減っていく。

ただ、歯科医師会としても、市民の健康を守りたいというのが目的、目標にあって、鹿沼市としても、住民の福祉の向上させたいという目的があって、お互いその目的は合致しているはずだと思いますので、そこについて、例えば協議体をつくって、固定額制度にするのかどうか分かりませんが、「そういったものをあわせて事業として、鹿沼市として、ともに進むというような取り組みを検討しようじゃないか」みたいなことを、発案としては今まであったのでしょうかというか、もしなければ、そういったものは今後可能なのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○石川委員長 執行部の説明をお願いします。

青木部長。

○青木保健福祉部長 はい、ただいまの早川委員の質疑にお答えいたします。

これまでも、鹿沼市歯科医師会様のほうとは、いろいろな会合等を通じまして、そちらのほうの協議等というのは行ってまいりましたが、具体的に、例えば、今回の陳情にあるような内容の話し合いというのは行われておりません。

はい、以上です。

○石川委員長 早川委員。

○早川委員 はい、では、ぜひ、そういった協議体ということになるのかわかりませんが、そういったもので、今回のテーマにあるような、陳情にあるような、適正な水準というものがどこにあるべきなのかというようなものも、そのテーブルに乗っていただけるといいなと思います。

はい、以上です。

○石川委員長 宇賀神委員。

○宇賀神委員 はい、ちょっと参考までに教えてもらいたいのですけれども、内科医というのがあると思うのですけれども、その内科医のその報酬、総合的な報酬と、その診療内容というのかな、その歯科医との比較をちょっとわかっただけならお願いしたいのですけれども。

診察内容と金額ですね。

お願いします。

○石川委員長 健診のほう。

○宇賀神委員 そうです、学校。

○石川委員長 学校の健診の費用のほうで、お願いします。

はい、どうぞ。

○羽山学校教育課長 はい、学校教育課長の羽山です。

ただいまの宇賀神委員の質疑にお答えいたします。

内科医、いわゆるその内科医と、あと眼科医というのもいるのですけれども、はい、

学校のほうには。

それで、まず内科医につきましては、そうですね。

例えば、今現在、学校に 22 名おります。

小学校・中学校合わせて 22 名の学校医がおりまして、内科医で申しますと、失礼します。

まず小学校が、これは令和 6 年度のちょっと実績になりますけれども、内科医が、小学校が 564 万 9,000 円。

それで、中学校でございますが、289 万 6,230 円。

すみません、合計いたしますと、854 万 5,230 円かなというふうに考えております、はい。

それをそれぞれの学校で、例えば、お一人で 1 校の方と、あと 2 校を持つ方がおりますので、ちょっとそれぞれの金額というのは、ちょっと別個にはなってきてしまうと思うのですけれども、はい。

そうですね、1 人当たりでいうと、38 万 8,420 円程度かなというふうに考えております。

あと、ちなみに眼科を入れますと、令和 6 年度ですと、約 1,400 万円になります、はい。

これにつきましては内科医が 22 名で、眼科医は 3 名になってございます。

決算の額とすると以上でございます。

失礼いたします。

○石川委員長 宇賀神委員、大丈夫ですか。

○宇賀神委員 この、すみません。

38 万円というのは、こういった数字だったのでしょうか。

○石川委員長 はい、どうぞ。

○羽山学校教育課長 はい、失礼いたします。

まず、内科医ですとか、眼科医につきましては、学校医というふうなことで、基本の額が、まず 18 万円というものがございます。

それで、それにプラスですね、加算といたしまして、児童生徒 1 人当たり 330 円というものになります。

それで、例えば、あとそのほかに、学校医ですと、2 校、かけ持つ方もいらっしゃるのですけれども、もし 2 校かけ持つ場合には、2 校目は 18 万円ではなくて、その半額の 9 万円ということになります。

一応そのような計算で、先ほどは平均でそのような額と申し上げましたけれども、はい、今現在、そのような状況になってございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 ということは、歯科医師も、内科医も基本は 18 万円で、プラス児童 1 人当

たり 330 円というのは同じということよろしいですか。

○羽山学校教育課長 歯科医師と眼科医については、はい、基本的には、それで同じでございます、はい。

ただ、歯科医師の場合は、先ほど申し上げましたように、1 校ごとにやっていただいているのですけれども、それが 27 万 5,000 円というふうなことになります。

それとあわせまし、あわせましてというか、もう 1 つが、就学時の健康診断、先ほどちょっとお話をさせていただいたのですけれども、そちらがございまして、この就学時の健康診断はそれとは別個なのですが、学校によってちょっと違うのですけれども、児童、これは小学校だけなので、児童生徒数が 500 人以上の場合には、報酬として 4 万 7,000 円。

それで、500 人未満の場合には、報酬といたしまして 3 万 8,000 円、これをお支払いしております。

それで、この就学時健診につきましては、歯科医のほかに、やはり内科医と眼科医もお願いしているのですが、これも同様の額となっております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 はい、ほかに確認事項は。

○宇賀神委員 はい、大体わかりました。

ありがとうございます。

○谷中委員 1 個いいですか。

○石川委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 はい、先ほどいろいろ説明していただいてありがとうございました。

それで、今、宇賀神委員のほうからも、今いろいろで、やっと今、いくらというのがだんだんわかってきたのですけれども、どちらにしても、どのぐらいの時間がかかるかという、そんなには、多分かからないのかなとは思っているのですけれども、やはり子供の、きちんとその検診をするということであれば、単価は安いのかなと。

すみません、この単価というのは、何年かに 1 回見直したりしているのでしょうか。

○石川委員長 はい、どうぞ。

○羽山学校教育課長 はい、今回ちょっと学校歯科医のほうを、ちょっと調べさせていただいたのですけれども、今調べた段階で、ちょっとわかった段階では、平成 13 年以降は、この額でずっときているというようなものでございます。

すみません、はい。

ちょっとその先、前はちょっと、すみません、わからなかったのですけれども、はい。

以上です、はい。

○石川委員長 谷中委員。

○谷中委員 はい。

はい、ありがとうございます。

平成 13 年ということはね、結構前なので、やはりいろんな形でも、今物価高騰もあるし、持っていつていただけるものについてはね、この中に入っているとなっても、いろいろあるから、こういう陳情が出た以上は、その辺の見直しも含めて、やっていただければなとは。

先ほどね、「こういうお金、このぐらいもらえれば」というのが言われたけれども、そこはいろんな計算式でやっぱり違ってしまったりもするけれども、そもそもその辺を、ほかの市がどうかというのものもあるでしょうし、あとは、やはりちょっと聞いても、ちょっと安いかなと、ちょっと思ってしまうので、その辺はきちんと検討していただきたいと思います。

それで、1 個、先ほど副市長が、今までそういうのが、歯科医師会のほうが知らなかったというのにはちょっとびっくりで、やっていただける保健福祉部なんかは半分以上が多分そちらが主催でやっていて、一緒に共催をやっているということがあったと思うので、それはきちんと「こういうことでやっていただいている」というのは、職員もきちんとするべきではないかと思っています。

ではないと、予算とか立てるときに、そのやはりお世話になっている度合いによっても、予算というのは絶対違うので、何かちょっとそこがびっくりしたのですけれども、その辺は何かちょっとそういうふうに聞いてしまったので、びっくりしたということなのですけれども、はい。

○石川委員長 はい、福田副市長。

○福田副市長 はい、すみません。

知らなかったというのは、何を知らなかったというふうに。

私が。

○谷中委員 あ、では、いいですか。

○石川委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 知らなかったというか、私はそのいろいろ一緒にやっていて、その予算とか、その辺のことが詳しくは知らなかったと、全体的に思いました。

○石川委員長 そうですね。

プール制で行っていたということを、全く知らなかったということは計り知れないとか、ちょっと管轄外という意味でおっしゃったのだと思うのですが、そのあたりをお願いします。

○福田副市長 すみません。

誤解を招かないようにということだけなのですけれども、つまり私たちは、こういう報酬とかはルールに基づいて、それで、これは、今、谷中委員からおっしゃったように、これが平成 13 年から上げていないとすれば、それが安いというのはまた別の議論で、今に相応しい、これはそれでやらなくてはならないと思いますが、そのことと、それを医師会側で、歯科医師会のほうで、もらったものをプールして、ほかの事業に充ててい

たということは、知らないというか、こちらが公に関知する部分ではないと。

ただ、そういうことをやっていただいているということについては、わかっていたかもしれませんが、それぞれの事業では、先ほど説明があったように、では、高いか安いかは別として、それなりの、30万円かかるところ10万円しか出してないとかね。

それは共催だから、残り20万円出していただいて、こちらは10万円ということではないと思ってやっていた。

そのことが、今日の話の中で、「そのお金を使って実はやってたんだ」、「それやらないと、市からお願いしようとしていること、やってほしいことができないんだ」ということになれば、先ほど申し上げたのは、それはそれで別の予算立てを考えていく方向で検討しないとまずいのではないかとということで申し上げたので、誤解のないようにお願いします。

○石川委員長 よろしいでしょうか。

○谷中委員 はい、大丈夫です。

○石川委員長 はい、青木保健福祉部長。

○青木保健福祉部長 申し訳ありません。

質疑の応答ではなくて、確認をさせていただきたいのですけれども、今回歯科医師会さんのほうから出ている、その今回の陳情というもののなのですが、例えば、学校のその歯科診療について、例えば、それが単価が低い、ほかの自治体に比べて低いということで、そこを報酬を上げてくださいということであれば、理解もできるのですけれども、例えば、それを今行っている、副市長もありましたけれども、その講演会、講演会主催そのものは医師会、歯科医師会さんのほうで自主的に行っていただいているもので、それに対して市が共催をするという形で、先ほど担当のほうからありましたけれども、市のほうで7万円お支払いしています。

それで、そこが足りないよということであれば、先ほど、早川委員のほうにお答えしたとおり、歯科医師会のほうと行っている会議の中で、「この事業について、この予算が足りないんだ。じゃあ、この部分を市は支払ってもらえないか、いや、共催だったら半分払ってほしい」、そういった要望の形になるのが正しいのではないのかなというふうに思うのですね。

ですけれども、今回整理しなくてはいけないのは、「その部分を歯科医師会のほうでフルをしている。それで、それがその運営費として、自分たちがそういった事業に支払いをしているから、それが足らなくなっているんで、市のほうでその分を補填してほしい」という陳情というのが、合理的なのかどうかということですね。

すみません、ちょっと整理していただければ、その上で、市のほうでもう一度事業について見直しをするようにということであれば理解ができるのですけれども、その点を、はい、ご協議をいただければと思います。

お願いします。

○谷中委員 では、いいですか。

○石川委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 はい。

これは委員長が答えるか、わからないのだけれども、すみません。

今言われた、私も、今いろいろ、いろんなものでお聞きはしましたけれども、結局、陳情は、今回はその教育委員会でやっているその歯科医師会のもので、適正な報酬の水準ということですから、当然そこについての、私は思っていますよ。

ただ、それを見るためには、今どういう状況で、どういう支払いがされていて、それで、今払ってもらっているやつがどんどん減ったらこういうのもできないということが、この陳情書のいろいろ資料にあったので、その辺が今、市がどうかを聞いているだけで、何か陳情が違うふうになってしまっているみたいな、そこは、私は全く思っていないのですけれども、委員の皆さんの多分質疑も、私も、何か別にはずれているとは思っていないのですよ。

そこに導くためのものだったと思うので、はい。

はずれていたと、執行部が思うならごめんなさいですけれども、いや、私はそうは思っていないです。

すみません。

○石川委員長 はい、大島委員。

○大島委員 いや、ほら、話し合いをするたびにだんだんその中が明らかになってきて、お互いに性善説で考えれば、悪いことをやっているわけではないのですよ。

ただ、教育委員会としたら、人件費として、ほら、歯科医師さんの、学校歯科医の報酬の適正基準というのは、今まで執行部さんの話していた中での話の中だと思うのですよ。

それが、この趣旨の中に、会の運営原資というふうになっているから、「やっぱりそれはちょっと違うんじゃないの」というのはわかりますよ。

だけれども、これはお互い性善説で、本当に鹿沼市民の健康維持のためにやろうとしていることなのだから、この教育委員会の予算が潤沢にあって、この 1,000 万円がずっともらえれば、歯科医師会は会の運営の中でできるのだろうけれども、それが現実的には、適正な水準は、教育委員会としてはこういう金額だというのが出てきて、しかも、その金額では、歯科医師会が今まで会の運営としてプールしていた中で事業ができなくなるとなれば、今保健福祉部長が言うように、個々の予算をきちんと考えるべきなのですよ。

そういうふうに投げかけられたらと思って、今後それは検討しなくてはいけないと思うのですけれども、ただ、歯科医師会はやっぱり児童が減っても、平成 13 年から、もう何十年も上げてもらっていない報酬が適正かどうかというのもやっぱり疑問だから、適正な水準を求めるという意味では、これはやっぱり採択しながら、きちんとその根っこの

部分が今洗い出されてきましたから、その部分はきちんとやっぱりそれぞれに予算づけをするという考えになるのではないかと思うのですね。

以上。

○石川委員長 はい。

それでは、意見も大体、あと最後に皆さんにお聞きするのですけれども。

○橋本委員 ちょっと1つだけ。

○石川委員長 質疑ですか。

○橋本委員 1つ、ちょっと、いや、聞くのは大丈夫です。

○石川委員長 はい、執行部に対する質疑がまだある方はお願いします。

大丈夫ですかね、はい。

今回の陳情は、件名が非常に短くて、学校統廃合後も学校歯科医の報酬手当の適正な水準維持を求める陳情ということに尽きますので、皆さん、今いろいろと質疑した結果、水準を維持するということに、まずは賛成、反対ということ、それプラス、もし必要であれば、そのほかの事業に対する事業費も上げる必要があるのではないかというのは附帯事項といいますかね、そういったものも考え方としてはあるかなと思いますし、ちょっともう少し継続で考えたいということであれば、そのような意見も述べていただきたいと思います。

それでは、改めまして、1人ずつ、大島委員からお願いします。

○大島委員 基本的には、この適正な水準を求める陳情は採択したいと思っています。

ただ、今、るる、その話し合いが行われた中で、隠れた部分が随分その、あらわになってわかってきましたから、その部分はやはりきちんと予算づけをしていくべきだと思っています。

この要望書のとおりになると、本当に教育委員会におんぶに抱っこをしながら、ほかの事業を、歯科医師会の会の運営の中で、ボランティアでやっていたいているような、その、ことになってしまいますので、それはやっぱり違うかなと思いますから、歯科医師としての報酬は適正な水準を求めながら、ほかの健康事業をどう維持していくかというのは別問題で話すべきかなと思います。

以上です。

○石川委員長 宇賀神委員。

○宇賀神委員 はい、私も採択のほうの考えでいこうと思っています。

それで、先ほど執行部のほうから、ちょっとほかのことも、何だ、考えているのではないかなんていう、ほかのことというのは、そのボランティアですね、歯科医師会のいろんな講習会とかやっていますよね。

だから、ほかの、例えば内科医とかの医師は個人的にその報酬をいただいているらしいですけれども、歯科医師の場合は歯科医師会でそういう講習会など、ボランティアで使っているような事業もやっているのですということらしいですよ。

でも、今回の陳情については、そのボランティアの報酬を上げてくれではなくて、もともとのその歯科医師の報酬手当ですか、適正な、に、ほかの市なども参考にして、ちょっと見直ししていただければありがたいということだと思います。

以上です。

○石川委員長 駒場委員。

○駒場委員 はい、駒場です。

私も、今日の協議を聞いて、陳情人のほうの陳情の内容を聞きまして、文面どおりであれば、採択はしたいなと思っておりますけれども、その後の各執行部の説明とか、各部局の事業の内容を聞くと、それぞれ、いろいろまちまちなのかなというふうに感じましたので、ちょっとこれを陳情書どおりのものを採択というのは今日の段階では、ちょっと無理なのではないかなというふうに思っています。

ですから、継続調査という形で、実態をもうちょっと細かく精査するべきなのではないかなと感じております。

以上です。

○石川委員長 早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

私は、大島委員の意見に賛同です。

この陳情については、報酬手当の適正な水準を求めるものでありますので、それは、今の説明で必要であろうということでの判断。

また、先ほど申し上げましたように、鹿沼市民の福祉の増進と健康の増進という意味で、お互い取り組むべき事業をしっかりと取り組んでいくべき、それについての費用のしっかりとした算出をしていくということに、今後取り組みも進めて、あわせていただきたいということでもあります。

以上です。

○石川委員長 橋本委員。

○橋本委員 橋本です。

私も採択の方向なのですけれども、平成13年から、そもそもお金が上がっていないということが問題であって、このお金は上げるべきだと思うのですよ。

それで、先ほどから言っていますけれども、歯科医師会としては、自分でもらわないでプールして、そのお金をほかに使っていることであって、企業努力というのではないですけれども、努力してやっているわけですね。

それで、その中でも、これから減っていくと大変だということなので、現時点でお金が少ないのですから、ぜひこれは上げていっていただきたいと私は思います。

以上です。

○石川委員長 谷中委員。

○谷中委員 はい。

私も陳情については賛成です。

採択をしたいと思います。

あとは、やはりここの、いろいろある事業を見せていただきましたので、書類にも出していただいたので、やはりきちんと事業に対しては、参加人数がどうというよりも、待ち望んでいる方もいらっしゃるので、今やっているものが減らないように、いろいろ、今後ですね、考えていただければと思います。

○石川委員長 鹿妻委員。

○鹿妻副委員長 はい。

私も結論としては、採択かと考えております。

それで、一応考えとしては、これから学校の数とか、子供の数とか減っていく上で、その上でも、例えば減らさないという結論ありきで内訳を考えるというのは、それはちょっとどうかとは思いますが、現状のその水準ですね、必要経費とか、社会的意義などを考えて、今、適切な水準をとというのは、それは確かにそのとおりでありますので、陳情に関しては採択と考えております。

○石川委員長 それでは、先ほど駒場委員から継続という発言がございましたので、陳情第6号について、継続審査とする委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○石川委員長 挙手少数であります。

駒場委員、いいのですか。

挙手少数であります。

それでは、陳情第6号を採択とするか、不採択とするかで挙手採決を行います。

お諮りいたします。

陳情第6号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○石川委員長 はい。

はい、ありがとうございます。

挙手全員、全会一致ということで、採択とすることに決しました。

それではここで一度休憩を挟みたいと思います。

再開は5分ぐらいでもいいですか、10分、5分、10分、5分。

はい、それでは再開は、11時20分とさせていただきます。

(午前11時15分)

○石川委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時20分)

○石川委員長 次に、議案第80号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

長谷川高齢福祉課長。

○長谷川高齢福祉課長 高齢福祉課長の長谷川です。

よろしくお願いいたします。

議案第 80 号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

「指定管理者の候補者の選定方法及び審査結果について」の 1 ページをご覧ください。

1 候補者の募集区分ですが、議案番号第 80 号の鹿沼市高齢者福祉センターは、高齢者の福祉の向上と健康の保持・増進を目的とした施設で、老人福祉法関係規定に基づき、社会福祉法人に限定した公募を行いました。

応募は、現在の指定管理者である鹿沼市社会福祉協議会の 1 団体のみでした。

裏面の 2 ページをお開きください。

5 施設の概要及び審査結果、上の表の（１）鹿沼市高齢者福祉センターをご覧ください。

指定管理者選定委員会における書類審査では、80 点中、57.4 点であり、指定管理者の候補者として選定されたものです。

指定期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

その 2 ページにあります、施設の概要及び審査結果の中で、合計点数も、ちょっと 80 点の配点のうち 57.4 点は、71.75 では、70 点はとれたということだと思います。

それで、この 1 から 7 項目のうち、4 番目、施設運営の計画及び経費の削減が配点 12 点のところ 4.2 点、35%ですね。

得点率でいうと、もう 35 点ということで、極めて低いと言わざるを得ない状況かと思っていますが、これらについては、何をどう評価され、あるいは評価されなかったのかというのを具体的にお聞きしたいと思います。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○長谷川高齢福祉課長 高齢福祉課長の長谷川です。

早川委員の質疑にお答えいたします。

書類審査 4、施設運営の計画及び経費の削減については、具体的には、市の上限額より経費を削減しているか。

効果的な施設運営をするための具体的な計画、提案内容であるか。

経費節減の運営計画が実効性のある計画であるか。

経費節減の具体的な取り組みがあり、内容が優れているかの 4 項目について、審査を行うものです。

提案内容において、認められるものがあれば、それぞれ3点の加点となり、最大で12点の配点となっております。

審査項目の市の上限額より削減しているかにつきましては、指定管理料を低く提案することにより加点されるものであり、提案内容に、施設運営と経費削減の具体的な記載がないと加点にはならないため、他の書類審査項目より、低い獲得点数になる傾向があります。

以上で説明を終わります。

○早川委員 わかりました。

○石川委員長 はい、ほかに質疑のある方。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第80号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第80号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第88号 鹿沼市学校給食共同調理場条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

平田学校給食共同調理場長。

○平田学校給食共同調理場長 学校給食共同調理場長の平田です。

よろしくお願いいたします。

議案第88号 鹿沼市学校給食共同調理場条例の一部改正について、ご説明いたします。

議案第85号から議案第89号まで及び議案第91号関係新旧対照表の7ページをご覧ください。

今回の改正は、食数及び調理員の減少に対し、安全安心な学校給食の安定的な提供を図るため、池ノ森小学校の給食提供体制を池ノ森小学校で調理提供する体制から、津田小学校を拠点とした北犬飼地区学校給食共同調理場で調理し配送する体制へ変更するものであります。

改正の内容は、鹿沼市学校給食共同調理場条例第2条の名称、位置及び対象学校の一覧のうち、新たに「鹿沼市立津田小学校北犬飼地区学校給食共同調理場」の対象学校欄に「池ノ森小学校」を加えるものであります。

この改正により、県栄養教諭による小学校から中学校まで継続した食に関する指導が可能になるほか、調理場の集約による施設の維持管理コストの軽減や、民間委託による業務の効率化などを図ることが可能になります。

本条例の施行期日は、令和8年4月1日であります。

以上で、議案第88号 鹿沼市学校給食共同調理場条例の一部改正についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

池ノ森小学校の調理場については、今後どのようにするお考えなのかお聞きします。

○石川委員長 執行部の説明をお願いします。

はい、どうぞ。

○平田学校給食共同調理場長 ただいまの早川委員の質疑にお答えします。

池ノ森小学校の調理室の今後の利用についてでございますが、今後は池ノ森小学校での調理は不要になるため、令和8年3月、今年度の春休みに調理室の改修工事を実施いたします。

この改修工事ですが、こちらは今現在使っている調理器具などのものを撤去いたしまして、今度津田小学校から配送された給食を提供できるように、配膳室に改修をする予定になっております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第88号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第88号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第89号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

山形保険年金課長。

○山形保険年金課長 保険年金課長の山形です。

よろしくお願いします。

議案第89号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。

お手元の新旧対照表8ページをお開きください。

今回の改正は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、本市の情報システムを標準準拠システムに移行することに伴い、納税通知書の名称を納入通知書に変更するものであります。

国民健康保険は、皆保険制度発足の経緯から全国の自治体において、税方式と料方式の2種類の徴収方法があり、納税通知書と納入通知書の名称が混在しておりますが、国から示された標準様式の仕様では納入通知書という名称の帳票で使用することを前提としております。

本市は、新システムへ令和 7 年 12 月 8 日に移行したところでありますが、これに伴い、名称を国の標準様式に準拠するものといたします。

なお、新システム移行後の新しい様式の納入通知書は、令和 8 年 1 月から使用するため、施行日は、同年 1 月 1 日としております。

以上で、鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

今、説明にあった 12 月 8 日にシステムが標準化されて、1 月 1 日が施行日ということですので、古い通知書というのはそれまで、12 月中は使うということによろしいのでしょうかということと、大分在庫もあるのでしょうかということもちょっと気になるところではあるのですが、1 月 1 日からですから、そういった準備、印刷等も進んでいるのかなと思いますので、その辺もあわせて確認をさせてください。

お願いします。

○石川委員長 執行部の説明をお願いします。

はい、どうぞ。

○山形保険年金課長 保険年金課長の山形です。

ただいまの早川委員の質疑にお答えします。

まず標準システムの移行が 12 月 8 日に行っておりますが、12 月中に発送する納税通知書までは、納税通知書と印字されたものを使用することになっております。

理由としまして、12 月発送分までは新システム移行前の従来システムで賦課計算を行っているため、帳票も従来のもとなります。

また、在庫につきましては、今年度につきましては、12 月分まで従来様式を刷るという予定になっていたことから、極力むだな帳票在庫が生じないように努めておりますが、それでも生じてしまった在庫があれば、処分することになります。

在庫の量につきましては、今国民健康保険税の通知書のほうが発送されたぐらいのタイミングになっているかと思います。

なので、現状の在庫がどれぐらいかというところまではちょっと確認できておりません。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 89 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして教育福祉常任委員会を閉会いたします。

この後、予算決算常任委員会教育福祉部会を開会いたします。

開会は、11 時 40 分とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

(閉会 午前 11 時 35 分)